

議員提出議案第2号

介護報酬、障害福祉サービス等報酬の引き上げを求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成27年3月12日

福間 裕 隆

坂野 経三郎

森 雅 幹

興治 英夫

伊藤 保

浜田 妙子

介護報酬、障害福祉サービス等報酬の引き上げを求める意見書

政府は、平成 27 年度介護報酬改定において、2.27% の報酬引き下げを決定した。これは、過去最大級の引き下げであり、障害福祉サービス等報酬も物価上昇を勘案すれば、実質的に初のマイナス改定である。

社会保障の充実と安定のため、平成 26 年 4 月に消費税が 5% から 8% に引き上げられたにもかかわらず、サービスの低下を招く介護報酬引き下げを行うことは、消費税率引き上げの目的や国民との約束を反故にするものである。

介護職員・障害福祉職員の月額給与は他の職種に比べて平均で約 10 万円低く、そのために離職者が絶えない。昨年 12 月時点で、介護関係職種の有効求人倍率は 2.68 倍と全職業の 1.09 倍を大きく上回っており、介護、障害福祉分野は著しい人手不足の状況にある。職員の給与を引き上げることができるように、介護報酬を引き上げることが必要不可欠である。しかし、報酬の引き下げによって、事業者の経営が悪化し、職員の給与を引き上げるどころか、カットせざるを得なくなってしまう状況にある。

全国的には、職員不足により、すでに介護施設が一部閉鎖されたり、在宅サービスを提供できない事業所が出ているが、報酬引き下げにより、介護、障害福祉分野での人材確保がさらに困難になり、利用者や家族の暮らしを壊しかねない。また、介護離職の増大、家族介護を担う女性等の負担増大などが引き起こされ、政府が進める女性の活躍と真逆の結果を生み出すことになる。ひいては、社会コストの増加、経済活動の阻害など、わが国の社会全体に悪影響を及ぼすことが容易に想定される。

よって国に対して、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の改定を見直し、引き上げるよう強く要望する。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥取県議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣様
財務大臣
厚生労働大臣